

賃貸借契約の解約届（法人契約用）

令和 年 月 日

管理者 埼玉県住宅供給公社 様

賃貸借契約書に基づき、賃貸借契約を下記のとおり解約したい。なお、解約日までに本物件を明渡します。

太枠の中にご記入ください。

団地名	部屋番号		
駐車場	有（番号	） ・ 無	※入居者個人で駐車場を契約されている場合、別途、駐車場契約解除届の提出が必要です。
契約法人 法人コード	住所 名称 担当部署 TEL	代表者 担当者 FAX	印
入居者 個人コード	氏名 TEL	携帯電話	メール 印
解約日	令和 年 月 日（ ） ※本書面により解約日が確定します。原則、解約日の変更は受け付けできません。ご注意ください。		
原状回復工事方法及び 退去検査希望日	A か B のいずれかに ○ をつけてください。 賃貸人又は管理者に原状回復工事を依頼 A: する B: しない		
	【Aを選択した場合】 ○退去検査希望日（部屋を空にした状態） 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 : ※土日、祝日はご遠慮ください。 ※後日、公社担当者よりご連絡差し上げます。（ご希望に添えない場合もあります）		
	【Bを選択した場合】 退去検査日に原状回復修繕箇所を賃貸人又は管理者が指摘し、解約日までに完了検査を受け、合格しなければ、合格するまで家賃が発生します。（契約家賃の日割り） ①退去検査希望日（部屋を空にした状態） 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 : ②完了検査予定日（部屋の現状回復がすべて終了） 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 : ※土日、祝日はご遠慮ください。 ※後日、公社担当者よりご連絡差し上げます。（ご希望に添えない場合もあります）		
敷金精算にかかる 連絡先	住所 〒	—	
	名称		
	担当者	TEL	
敷金精算にかかる 振込先	銀行		支店
	普通 ・ 当座 No.		
	名義人(カタカナ)		

解約届を提出するにあたって

1 解約日について

解約届は、記入、押印の上、解約日の30日前までに公社に提出してください。

(賃貸借契約書参照)

解約届は公社賃貸住宅管理課にご連絡頂ければご郵送いたします。また、公社ホームページからもダウンロードすることができます。

いずれにしても、解約届けが公社に到着した日から30日後が最短の解約日となります。

また、保証会社の更新日もご確認いただき、余裕を持って手続きをしてください。

2 家賃について

月の途中で解約の場合、家賃、共益費、駐車場使用料は日割り計算となります(賃貸借契約書参照)。家賃は契約家賃(契約書の金額)の日割り計算となります。

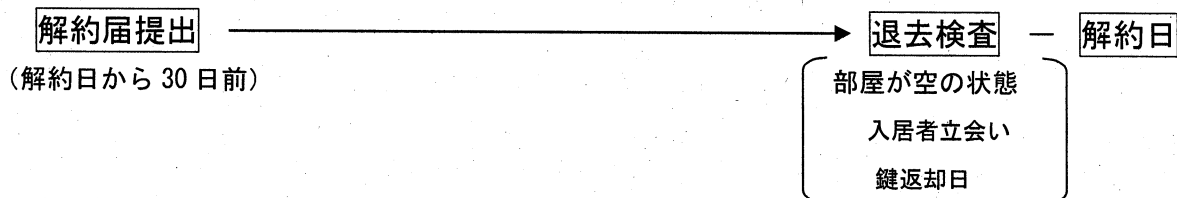
例1 5月31日解約の場合 ⇒ 5月1日までに公社に解約届けを提出。(末日で解約)
5月の家賃引き落とし日に5月分が引き落とされます。

例2 5月20日解約の場合 ⇒ 4月20日までに公社に解約届けを提出。(月の途中で解約)
その際、家賃は日割り計算となりますが、契約家賃を30日で割り、日数をかけます。
駐車場使用料、共益費も日割り計算となります。
5月の家賃引き落とし日に5月分の日割り分が引き落とされます。

ただし、解約届け提出日によっては、満額の引き落としになってしまう場合がありますが、退去精算時にあわせてご精算いたします。

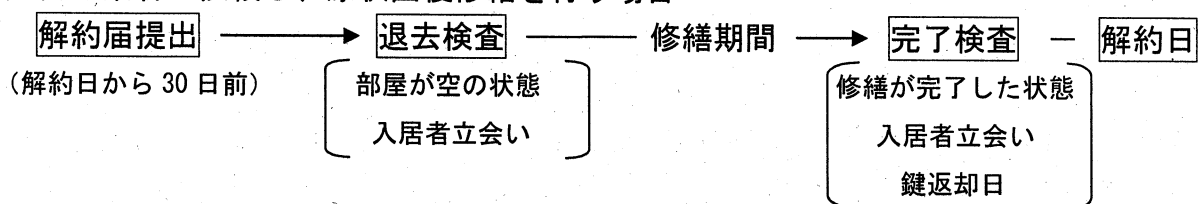
3 原状復帰修繕について

(1) 賃貸人または管理者に原状回復修繕を依頼する場合



退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘し、原状回復修繕費用が確定します。
敷金より原状回復修繕費用を清算し、差額は返還し、不足額が生じた場合は追徴いたします。
完了検査については、管理者が責任をもって行います。

(2) 自ら業者に依頼し、原状回復修繕を行う場合



退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘します。その後退去者が修繕工事を行い、解約日までに完了検査を受けます。解約日までに完了検査に合格しなかった場合、合格する日までの契約家賃の日割り分を敷金よりいただくことになります。

なお、指定業者以外認めないオーナー様もいますので、あらかじめご了承ください。

※ 備え付けの備品（設備の鍵、クーラースリーブのふた、TVジャック、洗濯パンのエルボー、取扱説明書等）については完了検査日または退去検査日に返還していただきます。後日の受付は致しませんのでご了承ください。

4 注意事項

- （１）移転先と敷金返還先口座は必ず記入して下さい。記入がない場合、敷金の返還ができなくなることがあります。移転先が記入時に決まっていない場合は、未記入のまま解約届けを提出し、退去検査日までに公社にご連絡ください。
- （２）駐車場契約については、住宅の解約届を提出していただくと、住宅の解約日と同日が駐車場の解約日となります。なお、それ以前に駐車場契約の解約を希望する場合は、希望日の30日前に駐車場の解約届を提出していただきます。
- （３）引越しゴミや不用の自転車・バイクは必ずご自分で処分してください。
- （４）立駐機等のカギはスペアキーも一緒に検査時に返却してください。
- （５）ガス警報器をリース契約等で設置している方は、必ず取り外してください。

連絡先〒330-8516

さいたま市浦和区仲町 3-12-10

埼玉県住宅供給公社

管理事業部 賃貸住宅管理課

T E L 048-829-2866

F A X 048-825-1823